

広島県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年五月三日までの間、縦覧に供する。

平成三十年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三二三号	福山市神辺町大字上御領字手黒二一〇番二地先から福山市神辺町大字上御領字上元折一七一四番四地先まで	平成三〇年四月二二日